九　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）に基づく手続等（第六条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十七条の七第二項に基づく手続等を除く。）

十　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）に基づく手続等（第五十四条の二第二項に基づく手続等を除く。）

十一　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に基づく手続等（第二百二十四条第二項に基づく手続等を除く。）

十二　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）に基づく手続等（第八十九条第一項において準用する銀行法第五十七条の七第二項に基づく手続等を除く。）

十三　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）に基づく手続等（第十七条において準用する銀行法第五十七条の七第二項に基づく手続等を除く。）

十四　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に基づく手続等

十五　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）に基づく手続等

十六　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）に基づく手続等

十七　準備預金制度に関する法律施行令（昭和三十二年政令第百三十五号）に基づく手続等

十八　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に基づく手続等

十九　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）に基づく手続等

二十　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）に基づく手続等

二十一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）に基づく手続等（第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十三条及び第三十四条に基づく手続等を除く。）

二十二　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）に基づく手続等（第六十八条（第六十九条第四項、第百一条第七項及び第百十八条第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条第三項、第百四条第六項（第百五条第八項及び第百六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百五条第五項に基づく手続等に限る。）

二十三　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）に基づく手続等（第九十九条第六項（第百条第七項において準用する場合を含む。）及び第百条第四項に基づく手続等に限る。）

二十四　エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）に基づく手続等

二十五　銀行法に基づく手続等（第五十七条の七第二項に基づく手続等を除く。）

二十六　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）に基づく手続等（第四十四条の二第二項及び附則第九条第三項に基づく手続等を除く。）

二十七　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）に基づく手続等

二十八　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）に基づく手続等

二十九　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に基づく手続等

三十　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に基づく手続等

三十一　保険業法（平成七年法律第百五号）に基づく手続等（第二百六十五条の三十第三項、第二百六十五条の四十五第二項及び第三項、第二百六十五条の四十六、第二百六十五条の四十七、第二百六十八条第五項（第二百六十九条第二項、第二百七十条の三の二第二項、第二百七十条の三の十三第四項、第二百七十条の六の三第二項、第二百七十条の六の四第四項において準用する場合を含む。）及び第二百七十条第四項並びに第三百十一条の四第二項に基づく手続等を除く。）

三十二　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）に基づく手続等

三十三　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）に基づく手続等

三十四　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）に基づく手続等

三十五　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）に基づく手続等

三十六　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）に基づく手続等

三十七　日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）に基づく手続等

三十八　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に基づく手続等（第二百八十九条第二項に基づく手続等を除く。）

三十九　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に基づく手続等（第百六十一条第二項に基づく手続等を除く。）

四十　保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）に基づく手続等

四十一　投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）に基づく手続等

四十二　保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（平成十年十一月大蔵省告示第五百一号）に基づく手続等

四十三　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）に基づく手続等（第十五条第二項に基づく手続等を除く。）

四十四　農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）に基づく手続等

四十五　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）に基づく手続等

四十六　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に基づく手続等（第四条第一項、第六条第一項、第六条第二項、第九条第一項、第九条第二項、第十条第一項、第十六条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十五条第二項、第二十七条第二項、第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十条、第四十一条第二項、第五十条に基づく手続等を除く。）

四十七　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）に基づく手続等

四十八　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）に基づく手続等

四十九　加入者保護信託に関する命令（平成十四年内閣府、法務省、財務省令第四号）に基づく手続等

五十　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に基づく手続等（第二十一条第二項及び第二十二条第七項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に基づく手続等に限る。）

五十一　加入者保護信託の信託財産の運用として保有できる有価証券及びその他認められる方法を指定する件（平成十五年一月金融庁、法務省、財務省告示第一号）に基づく手続等

五十二　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）に基づく手続等（第五条第五項（第十七条第八項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）及び第十九条第三項に基づく手続等に限る。）

五十三　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）に基づく手続等（第八十六条第二項に基づく手続等を除く。）

五十四　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）に基づく手続等

五十五　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成十七年法律第百八号）に基づく手続等

五十六　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）に基づく手続等

五十七　投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（平成十九年八月金融庁・財務省告示第五号）に基づく手続等

五十八　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）に基づく手続等（第百三条第二項に基づく手続等を除く。）

五十九　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に基づく手続等（第二十四条第二項及び第二十五条第八項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）に基づく手続等に限る。）

○財務省告示第二百十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第二十五条第六項の規定に基づき、外国為替令第二十五条第一項の規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件（平成十五年三月財務省告示第百三十七号）は、廃止する。

平成二十二年六月十日

財務大臣　野田　佳彦